

急傾斜地崩壊防止施設について

～安全に暮らしていただくために～



急傾斜地崩壊防止工事は・・・

急傾斜地の保全や崩壊防止工事は、**土地の所有者等が自ら行うのが原則**ですが、施工には**多大な費用**と**高度な技術力**を必要とします。

神奈川県では、土地の所有者等からの要望を受けて一定の要件を満たす危険度の高い区域を『急傾斜地崩壊危険区域』に指定し、**土地の所有者等に代わり**急傾斜地崩壊防止施設（以下、「施設」という。）の設置工事を実施しています。

問い合わせ先

神奈川県 厚木土木事務所

所在地：厚木市田村町2-28

電話：046-223-1711（代表）

8:30～12:00 13:00～17:15

急傾斜地崩壊危険区域内の

急傾斜地崩壊防止工事については、

→ 河川砂防課

行為の許可申請については、

→ 許認可指導課

日頃からの備え

急傾斜地崩壊防止施設があっても
絶対に安全というわけではありません

大雨の時には・・・

- 気象情報や災害関連の情報に注意し、危険を感じたらすぐに安全な場所に避難しましょう。
- 避難出来ない場合でも、万一のがけ崩れに備えて家屋の2階以上、もしくはがけの反対側の部屋へ移動しましょう。
- 長時間にわたって雨が降っている場合は、土壌に多くの水が含まれ、がけ崩れが発生する危険性が極めて高くなるので注意が必要です。
- がけ崩れは雨が止んでから発生することもあります。



家の中でも1階より**2階**、**崖の反対側**が安心です

がけ崩れで土砂が流入した住宅の例



早めの行動をとり、
自分の身は
自分で守ろう！



県PRキャラクターかながわキンタロウ

気象情報、災害関連情報について情報収集をしましょう！

神奈川県土砂災害情報ポータル

検索



神奈川県が設置した急傾斜地崩壊防止施設について

安全性について

県が設置する施設では主にコンクリート張工や法砕工が用いられています。

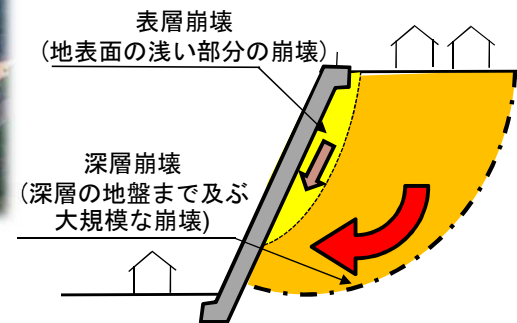
これらの工法は、発生頻度の高い「表層崩壊」から人命を守るためのものです。

しかし、**大規模地震や長期間に渡る降雨等により発生することがある「深層崩壊」までを対象にしたものではありません。**



深層崩壊の例

施設があっても**絶対に安全**というわけでは**ありません！**
まず**身の安全確保**を！



県が行う維持管理

○設置後は、施設のみ県が維持管理を行います。施設は経年変化によって劣化したり破損するおそれがあるので、定期的な点検や状況により補修工事が必要になります。この作業スペース確保のため、工作物を設置する場合は**施設から水平距離で1m以上の離隔をとってください。**

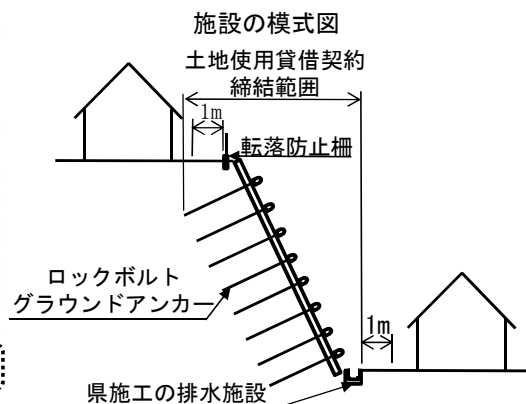
○急傾斜地崩壊危険区域内で工作物の設置や木の伐採、掘削・盛土等をする際には県への**許可申請が必要**です。

○施設を設置した土地については、下図のように、ロックボルト等の地中に埋設された構造物も含めた範囲について、土地の所有者と県が**土地使用貸借契約**を結びますが、その土地を譲渡する場合は、**本契約を必ず継承してください。**

離隔を確保していないと…



点検作業・補修工事が出来ません！



皆様が行う維持管理

○木の管理・草刈・側溝等の排水施設の清掃など日常の維持管理は、**土地の所有者や地元の皆様が実施してください。**県では行いません。

○工事で設置した排水施設は、その多くが宅内ますに接続しています。宅内ますの工事を行う場合には、必ず流末を確保して下さい。許可なく接続を切られた場合、**県では工事いたしません。**

適切に木の管理を行わないと…



台風等で倒れて皆様に被害を及ぼすおそれがあります。

排水施設の清掃をしていないと…



水があふれて皆様の家に浸水することもあります。

適切な維持管理をお願いします！

